

2023年2月28日

お取引先 各位

インボイス制度導入に関するお知らせとお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が予定されております。

これに伴い税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、お取引先各位におかれましても、下記のとおりご準備とご対応いただきますよう 宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. インボイス制度導入に関するお知らせとお願い

1) 課税事業者 様

- 適格請求書発行事業者の登録期限は、2023年3月31日までとなっております。
- 2023年10月以降にご発行いただく請求書に御社の登録番号のご記載をお願いいたします。
- 制度開始までに登録番号欄設定など請求書様式の変更を予定しており、改めてご通知いたします。
- 弊社では現時点でお取引先各社の登録番号の事前確認を行う予定はございません。

2) 免税事業者 様

- 課税事業者へのご移行を検討されている場合には、適格請求書発行事業者の登録期限は、2023年3月31日までとなっておりますので、ご注意ください。

2. 弊社登録番号 T4430001037069

3. その他

インボイス制度につきましては、国税庁ホームページをご参考ください。

以上